

松山市ゼロカーボン推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）第2条に規定する補助事業等のうち、クリーンエネルギーシステム等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、脱炭素社会の実現及び環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、別表1の左欄に掲げる名称に応じ、同表の右欄に掲げる定義に該当するものであって、一般に販売されている未使用のもの（中古品及びリース機器を除く。）をいう。

(交付の対象及び条件)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、自らが居住する市内の建物等に対象システムを設置した個人又は法人で、次に定める要件を満たし、かつ、別表2の左欄に掲げる対象システムの区分に応じ、同表の右欄に掲げる交付要件を満たすものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市税を滞納していない者であること。
- (2) 当該対象システムについて、市が行っている他の制度による助成を受けていないこと。
- (3) 当該対象システムの設置について、当該建物等において最初の市に対する補助金の申請であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助金の交付は、別表2の左欄に掲げる対象システムごとに1回限りとする。ただし、第5条第1項の規定による補助金交付の申請を行う年度の4月1日において、当該対象システムに係る補助金の交付を受けた日から10年を経過している場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第3条の2 補助対象経費は、別表3に掲げるとおりとする。

(補助金額の算定方法)

第4条 補助金の額の算定方法は、別表4の左欄に掲げる対象システムの区分に応じ、同表の右欄に掲げる額のうちいずれか低い額とする（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

(補助金交付の申請)

第5条 各対象システムに対する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表5の右欄に定める交付申請書に市長が必要と認める書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、第8条に規定する対象システムの設置の前に、市長に対し、前項の規定による申請を行わなければならない。

(補助金交付の申請に係る手続の代行)

第6条 申請者は、この要綱の規定による手続を、第三者（以下「手続代行者」という。）に対し、依頼することができる。

2 手続代行者は、前項の手続を通じて申請者に関して得た情報については、個人情報保護に関する法律

(平成15年法律第57号)に従って取り扱わなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前2条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、松山市ゼロカーボン推進補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、松山市ゼロカーボン推進補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(対象システムの設置時期)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による交付の決定を受けた日以後に、対象システムを設置しなければならない。この場合において、対象システムに係る契約及び工事の着手は、対象システムを設置したものとみなす。

(交付申請の内容の変更等)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる内容を変更し、又は中止しようとするときは、松山市ゼロカーボン推進補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類等を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付決定額

(2) 対象システムの内容その他補助の条件に影響があるもの

(3) その他補助金の交付に影響があるもの

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、松山市ゼロカーボン推進補助金交付変更(中止)承認通知書(様式第8号)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更が補助金の額を増額させるものであっても、補助金の額を増額しないものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、対象システムの設置が完了したときは、別表6の中欄に定める起算日から30日を経過した日(当該日が松山市の休日を定める条例(平成3年条例第24号)第1条第1項に規定する市の休日の場合にあっては、翌開庁日)又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、同表の右欄に定める実績報告書に市長が必要と認める書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項各号に定める以外の変更について、第1項の規定による実績報告の際に、変更内容に関する資料等を添付して市長に届け出なければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、松山市ゼロカーボン推進補助金交付確定通知書(様式第13号)により補助事業者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助対象経費が減額となったときは、既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 第1項の審査により補助対象経費が増額となったときは、第7条第1項の規定により通知した補助金の額又は第9条第2項の規定により通知した補助金の額を上限とする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 対象システムを設置した建築物が、当該対象システムを設置したことにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の建築基準関係規定に適合しないものとなるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

(処分の制限等)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを法定耐用年数の期限内において処分しようとするときは、別に定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により処分を承認するときは、別に定めるところにより、補助事業者に補助金額の返還を命じることができる。ただし、補助事業者の責によらない事由により処分する場合その他市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(協力)

第15条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、対象システムの売電量、買電量等に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表1（第2条関係）

名称	定義
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット等から構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムをいう。
住宅用蓄電池システム	定置型のリチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元により電氣的エネルギーを供給する蓄電池をいう。）とインバーター等の電力変換装置とが一体的に構成されたシステムをいう。

V2H充放電システム	電気自動車等からの電力の取出し及び電気自動車等に充電をする装置で、一般社団法人電動車両用電力供給システム協議会の規格の電気自動車用充放電システムガイドラインV2H-DC版に基づく検定（CHADeMO-V2H-protocol認証）に合格しているものをいう。
家庭用エコキュート	ヒートポンプユニット（二酸化炭素を冷媒としたヒートポンプユニットをいう。）等から構成される熱の供給を主目的としたシステムで、日本産業規格C9220に適合するものをいう。

別表2（第3条関係）

名称	交付の対象及び条件
家庭用燃料電池システム	国が実施している補助事業の対象機種として、一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。
住宅用蓄電池システム	国が実施している補助事業の対象機種として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていること。
V2H充放電システム	国が実施している補助事業の対象機種として、一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されていること。
家庭用エコキュート	当該建物等に設置された給湯器（家庭用エコキュートを除く。）を当該家庭用エコキュートと取り替えること。

別表3（第3条の2関係）

名称	補助対象経費
家庭用燃料電池システム	当該システムを構成する機器であって、次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費 ア 燃料電池ユニット イ 貯湯ユニット ウ 熱源機 エ 配線及び配線器具 オ 配管及び配管器具
住宅用蓄電池システム	当該システムを構成する機器であって、次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費 ア 蓄電池部（リチウムイオン蓄電池） イ 電力変換装置（インバーター、パワーコンディショナー等） ウ 附属品（キュービクル、計測・表示装置等）
V2H充放電システム	当該システムを構成する機器であって、次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費 ア V2H本体部 イ パワーコンディショナー（アに内蔵されている場合及び住宅用蓄電池システムと併用する場合を除く。） ウ 配線及び配線器具
家庭用エコキュート	当該システムを構成する機器であって、次に掲げるものの購入費及び設置に要する工事費 ア 家庭用エコキュート本体部

	イ 配線及び配線器具
--	------------

別表4（第4条関係）

名称	補助金額の算定方法
家庭用燃料電池システム	ア 補助対象経費の実支出額 イ 60,000円
住宅用蓄電池システム	ア 補助対象経費の実支出額 イ 100,000円
V2H充放電システム	ア 補助対象経費の実支出額 イ 80,000円
家庭用エコキュート	ア 補助対象経費の実支出額 イ 30,000円

別表5（第5条関係）

名称	交付申請書
家庭用燃料電池システム	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書（家庭用燃料電池システム）（様式第1号）
住宅用蓄電池システム	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書（住宅用蓄電池システム）（様式第2号）
V2H充放電システム	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書（V2H充放電システム）（様式第3号）
家庭用エコキュート	松山市ゼロカーボン推進補助金交付申請書（家庭用エコキュート）（様式第4号）

別表6（第10条関係）

名称	起算日	交付申請書
家庭用燃料電池システム	当該機器の引渡し完了した日（当該システムの保証を開始した日をいう。）	松山市ゼロカーボン推進補助金実績報告書（家庭用燃料電池システム）（様式第9号）
住宅用蓄電池システム	当該機器の引渡し完了した日（当該システムの保証を開始した日をいう。）	松山市ゼロカーボン推進補助金実績報告書（住宅用蓄電池システム）（様式第10号）
V2H充放電システム	当該機器の引渡し完了した日（当該システムの保証を開始した日をいう。）	松山市ゼロカーボン推進補助金実績報告書（V2H充放電システム）（様式第11号）
家庭用エコキュート	当該機器の引渡し完了した日（当該システムの保証を開始した日をいう。）	松山市ゼロカーボン推進補助金実績報告書（家庭用エコキュート）（様式第12号）

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第5条の規定により行われた交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(経過措置の補助金交付の申請の特例)

3 前項の規定になお従前の例によることとされた補助金については、この要綱による改正前の第5条中「から起算して1年以内に」とあるのは、「が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の場合に限る、市長が別に定めるところにより、」とする。